

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇訓令 農業改良普及所処務規程
- ◇告示 土地改良区の設立認可
- 土地改良区の定款変更の認可
- 土地改良区の設立認可
- 土地区画整理事業計画変更の認可
- 道路位置の指定
- 昭和三十六年六月鳥取県告示第三百二十九号の解除
- 牛の流行性感冒予防注射等の実施
- ◇公安告示 交通信号機の設置等の委任
- 聴聞会の開催
- ◇人委規則 職員等の旅費の支給に関する規則の一部改正
- ◇公告 昭和三十六年二級建築士資格試験の合格者の合格者
昭和三十六年度第一回毒物劇物取扱者試験の合格者

訓令

鳥取県訓令第九号

鳥取県農業改良普及所

鳥取県農業改良普及所処務規程を次のように定める。

昭和三十六年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県農業改良普及所処務規程

(職員)

第一条 鳥取県農業改良普及所（以下「普及所」という。）に次の職員を置く。

一 所 長

二 技術吏員

三 その他の職員

(所長)

第二条 所長は、技術吏員をもつてあてゐる。

(所長の職務)

第三条 所長は、所務を総括し、おおむね次の各号に掲

- 一 職員を指揮監督すること。
 - 二 地方農林振興局長（以下「振興局長」という。）の承認を得て職員（所長を含む。）の担当地区を決定し、又は変更すること。
 - 三 地区農業普及事業協議会、市町村農業協同組合その他地区内団体に關する事務を処理すること。
 - 四 普及所の備品及び資料の保全管理をすること。
 - 五 具有財産の管理に任ずること。
 - 六 災害その他異例の事態が発生したとき、その状況を報告すること。
 - 七 職員の出張を命令すること。ただし、県外への出張命令は、振興局長の承認を得た場合に限る。
 - 八 特に指示した事項
- （職員の仕事）
- 第四条 技術吏員及びその他の職員は、所長の命を受け、普及事業その他の事務に従事する。
- （事務の代決）

- 第五条 所長に事故があるときは、あらかじめ所長が指定した職員がその事務を代決する。
- 2 前項の規定により、代決した事項は、遅滞なく後関を受けなければならない。ただし、定例又は軽微なものについては、この限りでない。
- （事務引継）
- 第六条 所長が転職、免職又は退職の場合は、すみやかに書類、帳簿その他重要事項につき引継書を作成して後任者又は知事が指定した職員に引き継がなければならない。
- 2 前項の引継を完了したときは連署をもつてその状況を知事に報告しなければならない。
- （服務）
- 第七条 職員は、出勤したときは、自ら出勤簿に押印しなければならない。
- 第八条 所長は、毎月各人ごとの勤務報告書を取りまとめ、翌月十日までに振興局長に提出するとともに、写しを農林部長に提出しなければならない。

（備付帳簿）

第九条 普及所には、次の各号に掲げる帳簿を備えておかなければならない。

- 一 出勤簿
- 二 文書件名簿
- 三 備品整理簿
- 四 郵券受払簿
- 五 電話使用簿
- 六 消耗品交付簿

（雑則）

第十条 この規程に定めのない事項は、そのつど振興局長の指示を受けなければならない。

附 則

- 1 この規程は、昭和三十六年八月十一日から施行する。
- 2 鳥取県地区農業普及事務所規程（昭和三十一年十一月鳥取県訓令第二十三号）は、廃止する。

告 示

鳥取県告示第四百五十七号

昭和三十六年六月三日付けで鳥取市桂見森本健太郎ほか十四人の者から申請のあつた西桂見土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十六年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十六年八月十一日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

鳥取県告示第四百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、法勝寺土地改良区の定款変更を、昭和三十六年八月七日認可したから、同条第三項の規定により告示する。

昭和三十六年八月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百五十九号

昭和三十六年六月三日付けで鳥取市高住森岡祐太郎ほか十四人の者から申請のあつた高住土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十六年八月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗
一 縦覧に供する書類の名称

- (一) 土地改良事業計画書の写
 - (二) 定款の写
- 縦覧に供する期間
昭和三十六年八月十一日から二十日間とする。
- 縦覧に供する場所
鳥取市役所

鳥取県告示第四百六十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第十五条第八項の規定により、倉吉都市計画倉吉駅裏土地区画整理事業の事業計画変更を認可したので、同法第十五条第六項の規定により次のように告示する。

昭和三十六年八月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗
一 (1) 土地区画整理事業の名称
倉吉都市計画倉吉駅裏土地区画整理事業
(2) 事務所の所在地 倉吉市葵町七百二十二番地
(倉吉市役所内)

(3) 事業計画認可の年月日

昭和三十五年十一月七日
二 変更認可の年月日 昭和三十六年八月五日

鳥取県告示第四百六十一号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）

申請人の住所氏名
鳥取市湯所町三八七 小谷 裕子
道路の位置の指定場所
鳥取市丸山町
八番の一
八番の二
八番の三
八番の四
八番の五

道路の幅員及び延長
幅員 四メートルの分
延長 七四メートル
幅員 七メートルの分
延長 九二・三メートル

鳥取県告示第四百六十二号

昭和三十六年六月鳥取県告示第三百二十九号による豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入禁止区域（静岡県）の指定は、昭和三十六年八月十一日限り解除する。

昭和三十六年八月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百六十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の流行性感冒予防注射並びにピロプラズマ病検査及びダニ駆除、ひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して注射並びに検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十六年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 牛の流行性感冒並びにピロプラズマ

病及びひな白痢予防のため

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範圍

牛の流行性感冒予防注射

牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

ピロプラズマ病検査及びダニ駆除

牛。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。

ひな白痢病検査 種鶏及び同一構内で飼育する鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

牛の流行性感冒予防注射 牛の流行性感冒予防液皮下注射

ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査

ダニ駆除 BHCの撒布

ひな白痢検査 ひな白痢急速診断法

別表一 牛の流行性感冒予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
一次	八月十六日	西伯郡大山町高麗地区
二次	八月二十日	高麗家畜検査所
	〃	〃 所子
	〃	〃 所子
	〃	〃 名和町庄内
	〃	〃 庄内
	〃	〃 淀江町大和
	〃	〃 大和
	〃	〃 十七日
	〃	〃 二十一日
	〃	〃 大山町大山
	〃	〃 大山
	〃	〃 名和町光徳
	〃	〃 光徳
	〃	〃 淀江町宇田川
	〃	〃 宇田川
	〃	〃 中山町逢坂
	〃	〃 逢坂
	〃	〃 二 ピロプラズマ病検査及びダニ駆除
	〃	〃 実施期日
	〃	〃 実施区域
	〃	〃 実施場所
	〃	〃 八月十四日
	〃	〃 西伯郡名和町上大山
	〃	〃 上大山家畜検査所
	〃	〃 十五日
	〃	〃 大山町香取
	〃	〃 香取
	〃	〃 十六日
	〃	〃 名和町新高田
	〃	〃 新高田

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）の規定に基づき、次のとおり交通信号機の設置及び管理を委任する。

昭和三十六年八月十一日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 設置及び管理者

〃十七日	〃	大山町大山	県営牧場
〃十八日	〃	中山町逢坂	逢坂家畜検査所
〃十九日	〃	〃	〃
〃二十一日	〃	名和町新渡道	新渡道
〃二十二日	〃	門前 下大山	門前 下大山
三 ひな白痢検査			
八月十八日	〃	西伯郡淀江町淀江	吹野種鶏場
〃十九日	〃	宇田川	松原
〃	〃	〃	渡辺

八頭郡郡家町	株式会社 大林組若桜国道工事事務所
二 設置する場所	
八頭郡郡家町大字門尾字塚本二四の一番地地先	
八頭郡郡家町大字下坂字向河原五一四の二番地地先	
三 設置する期間	
昭和三十六年八月十日から昭和三十六年九月三十日まで	

鳥取県公安委員会告示第十六号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百四条の規定により、次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十六年八月十一日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 米子地区

(1) 聴聞の期日及び場所

昭和三十六年八月二十三日午後一時三十分から

米子市万能町 米子警察署

- (2) 聴聞当事者の住所及び氏名
- イ 米子市角盤町三丁目二五番地 水谷昭人
 - ロ 米子市祇園町二丁目二〇八番地 門脇満夫
 - ハ 西伯郡岸本町岸本三六三番地 吉田 博

人事委員会規則

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年八月十一日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十五号

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の旅費の支給に関する規則（昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「五等級の職務にある者で、六号給以下のもの」を「五等級の職務にある者」に、同条第三号ハ中「三等級の職務にある者で、十号給以下のもの」を「三等級の職務にある者」に改める。

第十八条第二項を削る。

別表第三（日額旅費）を次のように改める。

別表第三（日額旅費）

日額旅費を受ける者	支給条件		額	交通機関を利用する場合	支給方法
	支	給			
職務に就く者	職務に就く者	一等級の職務に就く者	一〇〇円	宿泊しない場合	交通機関を利用する場合
		二等級の職務に就く者	九〇円		
職務に就く者	職務に就く者	三等級の職務に就く者	八五円	宿泊する場合	交通機関を利用する場合
		四等級及び五等級の職務に就く者	七五円		
職務に就く者	職務に就く者	六等級の職務に就く者	七〇円	交通機関を利用する場合	交通機関を利用する場合
		七等級の職務に就く者	七〇円		

- 一 労政事務所勤務し組合情報のしゅう集に従事する職員
- 二 家畜保健衛生所に勤務する技術職員
- 三 蚕業指導所に勤務する技術職員
- 四 土木出張所及び発電建設事務所に勤務する職員
- 五 保健所に勤務する環境衛生監視員、食品衛生監視員及び保健婦
- 六 農業用排水改良事業所、かんがい事務所及び干拓事業所に勤務する職員
- 七 農業改良普及所に勤務する職員
- 八 地方農林振興局に勤務する林業改良指導員、木炭検査員、営農指導員及び保健婦
- 九 定時制課程の授業を担当し指導のため巡回する教職員
- 十 派出所及び駐在所に勤務する警察官
- 十一 警察署に勤務し外勤監督のため巡回する警察官
- 十二 警察署に勤務し犯罪捜査、警備調査、防犯調査等の事務及び補助事務に従事する職員

支	給	額	交通機関を利用する場合	支給方法
職務に就く者	職務に就く者	一〇〇円	宿泊しない場合	交通機関を利用する場合
		九〇円		
職務に就く者	職務に就く者	八五円	宿泊する場合	交通機関を利用する場合
		七五円		
職務に就く者	職務に就く者	七〇円	交通機関を利用する場合	交通機関を利用する場合
		七〇円		

交通機関を利用する場合、必要とする場合は、乗車料、乗車賃、乗車料、乗車賃を支給する。

一月間、特別の事情がある場合は、一月間の旅費を算定する。

(注) 等級は、行政職給料表による等級をいうものである。

別表第四（割増率）を次のように改める。
 別表第四 削除
 別表第五（講習、研修等の旅費）の日当欄中「一八〇円」を「二三〇円」に、同表宿泊料欄中「九四〇円」を「一、二二〇円」に、「七五〇円」を「九八〇円」に、同表支給条件欄中「一八〇円」を「二三〇円」に改める。

附 則
 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。ただし、この規則適用の日から昭和三十六年五月三十一日までの間は、改正後の規則別表第三（日額旅費）中「八 地方農林振興局に勤務する林業改良指導員、木炭検査員、営農指導員及び保健婦」とあるのは「八 地方に滞在する林業技術普及員、林業経営指導員、木炭検査員、営農指導員及び保健婦」と読み替えて適用する。

公 告

昭和三十六年六月に実施した二級建築士資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和三十六年八月十一日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

合格番号	受験番号	氏 名	合格番号	受験番号	氏 名
一〇	一	寺内章悦	二二	九	清水武蔵
一一	二	平木正己	二一	一〇	広本正幸
一二	三	前田寿男	二〇	一	平尾節博
一三	四	福田道之	一九	二	林 憲一
一四	五	市村義雄	一八	三	幾田吉教
一五	六	市村計宏	一七	四	河村啓二
一六	七	吉村計宏	一六	五	福田 巖
一七	八	河田正久	一五	六	桃木政雄
一八	九	徳安誠量	一四	七	浜崎 薫
一九	一〇	藤井哲夫	一三	八	小林岩雄
二〇	一一	小山 晋	一二	九	小椋武夫
二一	一二	小坂田幸重	一一	一〇	小椋武夫
二二	一三	日野町矢戸一、一九三六	一〇	一一	石田 正雄
二三	一四	印賀一、五七二	九九	一二	松田 忠広
二四	一五	阿毘縁一、四八八	九八	一三	上田 敏夫
二五	一六	笠木二、五二二	九七	一四	山城 能之
二六	一七	日野町下黒坂五四〇	九六	一五	石川美智也
二七	一八	東伯郡関金町明高一、一七七	九五	一六	生田 守夫
二八	一九	倉吉市鴨河内二、一四三	九四	一七	毛利 輝雄
二九	二〇	西伯郡大山町国信三六〇	九三	一八	太田 泰彦
三〇	二一	名和町東坪二八一	九二	一九	提嶋 幸男
三一	二二	名和町高井谷三七	九一	二〇	大塚 光繁
三二	二三	名和町名和一、一〇〇	九〇	二一	森田 収
三三	二四	西伯町福成四八五	八九	二二	清郷 道之
三四	二五	八頭郡八東町岩淵六六	八八	二三	桑名 壮吉
三五	二六	東伯郡三朝町曹源寺四四五	八七	二四	高橋 雅雄
三六	二七		八六	二五	岩佐 章

- 二三 に二 奈良井旭 二六 〇二二 国谷幸男
 - 二四 〇三 多久和四郎 二七 〇一六 荒木昌美
 - 二五 〇七 広瀬忠良 二八 〇二一 赤木延幸
- 計 二十八名

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）
 第八条第一項第三号の規定による昭和三十六年度第一回
 毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和三十六年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

住 所	氏 名
一般用	
西伯郡中山町下市四二	谷川 一郎
〃 名和町御来屋一、〇一三	久川 博美
米子市明治町九	石原 明子
東伯郡赤碕町赤碕一、四六二	上林 節雄

住 所	氏 名
八頭郡河原町大字谷一木九一八ノ一	小林志子
日野郡日野町下榎二二八	石田 正雄
〃 日南町矢戸一、一九三六	松田 忠広
〃 〃 印賀一、五七二	上田 敏夫
〃 〃 阿毘縁一、四八八	山城 能之
〃 〃 笠木二、五二二	石川美智也
〃 日野町下黒坂五四〇	生田 守夫
東伯郡関金町明高一、一七七	毛利 輝雄
倉吉市鴨河内二、一四三	太田 泰彦
西伯郡大山町国信三六〇	提嶋 幸男
〃 名和町東坪二八一	大塚 光繁
〃 名和町高井谷三七	森田 収
〃 名和町名和一、一〇〇	清郷 道之
〃 西伯町福成四八五	桑名 壮吉
八頭郡八東町岩淵六六	高橋 雅雄
東伯郡三朝町曹源寺四四五	岩佐 章